

長野県水産試験場の研究活動コンプライアンス対応規程

令和2年4月1日 制定

令和3年3月29日 改正

令和4年7月12日 改正

(目 的)

第1条 この規程は、地方自治法、地方公務員法、長野県の組織・財務・サービスなどの法規に基づき、水産試験場（試験地、支場を含む。以下同じ。以下「試験場」という。）における研究活動のコンプライアンスを確保するため、「研究活動に係る不正行為」及び「公的研究費の取扱いに係る不正行為」への対応について必要な事項を定め、試験研究の信頼性と公正性を維持することを目的とする。

(対象・定義)

第2条 この規程において対象とする「研究活動に係る不正行為」とは、試験場において研究成果に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用をいう。

- (1) 捏造とは、存在しないデータ又は研究結果等を作成すること。
- (2) 改ざんとは、研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
- (3) 盗用とは、他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解若しくは適切な表示なく流用すること。
 - 2 この規程において対象とする「公的研究費の取扱いに係る不正行為」とは、長野県単独の研究費、国もしくは国が所管する法人などが提供する競争的資金（以下「競争的資金」という。）、その他法人の研究助成事業など、試験場が扱う研究費（以下「公的研究費」という。）の運営管理に関する不正行為をいう。
 - 3 本規程における研究者とは、試験場の研究活動に係る職員のことをいう。

(責任体制)

第3条 試験場における公正な研究活動を推進するため、コンプライアンス教育、不正行為への対応及び公的研究費の運営管理を適正に行うための責任体制は次のとおりとする。

- (1) 最高管理責任者
場長は、最高管理責任者として、試験場全体のコンプライアンス教育及び公的研究費の運営管理について責任を負う。また、研究活動の不正防止行動計画（以下「行動計画」という。）を策定・周知し、着実な実施のために必要な措置を講じる。
- (2) 統括管理責任者
管理部長は、統括管理責任者として、最高管理責任者を補佐し、不正防止対策の組織横断的な体制を統括し、行動計画に基づき研究者に対し、定期的にコンプライアンス教育を行う。また、コンプライアンス推進責任者と連携しながら具体的な対策を行い、最高管理責任者に実施状況を報告する。
- (3) コンプライアンス推進責任者
環境部長（研究調整担当部長）は、コンプライアンス推進責任者として、試験場全体のコンプライアンス教育及び公的研究費の運営管理について責任を負い、最高管理責任者の指示の下、次のことを実施する。
 - ① 行動計画に基づき試験場における不正防止対策を行い、最高管理責任者に実施状況を報告する。
 - ② 試験場のコンプライアンス教育を進め、管理責任を明確化し、不正防止に努める。
 - ③ 長野県財務規則等に基づく監査及びモニタリングにより公的研究費の執行状況を確認し、必要に応

じ改善指導する。

④ 不正行為の疑惑が生じた場合、最高管理責任者に報告し、指示を仰ぎ、迅速・的確に対処する。

(4) コンプライアンス教育責任者

支場長・試験地長・増殖部長及び環境部長（コンプライアンス推進責任者と兼務）は、コンプライアンス教育責任者としてコンプライアンス推進責任者を補佐し、その指示の下、各支場・地・部のコンプライアンス教育に取組み、研究者のコンプライアンス教育研修の受講状況を管理監督し、コンプライアンス推進責任者に報告する。また、各支場・地・部が活用する公的研究費の運営管理について責任を負い、コンプライアンス推進責任者の指示の下、次のことを実施する。

- ① 行動計画に基づき不正防止対策を行い、コンプライアンス推進責任者に実施状況を報告する。
- ② 研究者のコンプライアンス教育研修の受講を徹底する。
- ③ 研究者が行う公的研究費の執行状況を確認するモニタリングを行い、コンプライアンス推進責任者に報告し、必要に応じて改善指導する。

(5) 監事

園芸畜産課水産係長は、不正防止に関する内部統制の整備・運営状況について試験場全体の観点から確認し、意見を述べる。また、統括管理責任者又はコンプライアンス推進責任者が実施するモニタリングや内部監査によって明らかになった不正発生要因が不正防止計画に反映されているか、また、不正防止計画が適切に実施されているかを確認し、意見を述べる。

(6) 研究者

研究者は、研究活動のコンプライアンスを理解・習得し、公正な研究活動と適正な公的研究費の執行を行う。

(行動規範)

第4条 研究者は、長野県組織規則で試験場に定められた水産業の発展に寄与する目的の達成に向け、長野県職員として高い倫理観を持ち、水産業振興に貢献する研究活動を行う。

- 2 研究者は、研究活動において、長野県及び長野県水産試験場の定める諸規程等を遵守し、捏造、改ざん、盗用などの不正な行為を行わない。
- 3 研究者は、公的研究費の執行において、長野県の会計関係規則等及び研究に係る事業要領等に定められた助成条件や運用ルールを遵守し、不正な運営管理を行わない。
- 4 研究者は、研究により得られたデータ等の保存・管理・開示においては、長野県の文書管理及び情報公開・個人情報保護の諸規程に基づき適正に行う。
- 5 研究者は、研究に用いる装置、機器、薬品、材料等を長野県の財産規則等に基づき適切かつ安全に管理し、正当な理由なく外部に持ち出してはならない。

(研究者のコンプライアンス意識向上)

第5条 研究者は、コンプライアンス教育研修を定期的受講するとともに、研究活動の公正性の確保と、長野県の諸規程及び研究に係る事業要領等に定められた助成条件や運営ルール等を遵守することを誓約した書面を、試験場の統括管理責任者（管理部長）に提出しなければならない。（様式1号誓約書）

(公的研究費の運営・管理)

第6条 試験場における公的研究費の運営・管理は、長野県財務規則、事務処理規則、会計関係例規等の諸規程によるほか、研究に係る事業要領等に定められた助成条件や運営ルール等に基づき実施し、適切な会計手続、証拠書類保管等を行わなければならない。

(研究倫理委員会の設置・運営)

第7条 研究活動に係る不正行為の防止、疑義等に対し的確に対処するため、最高管理責任者直轄の研究

倫理委員会（以下、「倫理委員会」という。）を試験場に設置する。倫理委員会の委員は、場長（最高管理責任者）、園芸畜産課企画幹兼課長補佐、同課水産係長、支場長、管理部長、その他場長が必要と認める者とし、事務局は管理部に置く。

- 2 倫理委員会には、委員長を置き、委員長は最高管理責任者とし、委員長が招集、運営する。
- 3 倫理委員会は委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。
- 4 議決を要する事項については、出席者の3分の2以上をもって決定する。
- 5 倫理委員会は必要が認められるときは、学識経験者等を招聘し意見を聴くことができる。
- 6 倫理委員会は非公開とする。

（倫理委員会の業務）

第8条 倫理委員会は、次の各号に掲げる事項を行う。

- （1）不正防止行動計画など不正行為の防止に関すること。
- （2）不正行為の疑義等の事案に係る調査及び対策に関すること。
- （3）その他コンプライアンスに関する必要な事項に関すること。

（受付窓口設置）

第9条 試験場における不正行為に関する疑義の受付、又は相談等を受ける窓口（以下「受付窓口」という。）は、倫理委員会事務局の管理部とし、試験場内外に周知するものとする。

- 2 受付窓口は、疑義を受け付けた場合、内容や通報者の秘密保持を徹底し、直ちに統括管理責任者を通じ、最高管理責任者（倫理委員会委員長）に報告する。

（疑義事案の取扱い）

第10条 不正行為を発見した者、又は疑いを思料するに至った者は、書面、電話、FAX、電子メール、面談等を通じて、相談・通報・告発等（以下「通報等」という。）を行うことができる。

- 2 通報等は、顕名によることを原則とし、不正行為の疑義のある対象者（以下「疑義対象者」という。）、不正の内容等が明示され、かつ、科学的合理的理由が示されているものを受け付ける。
- 3 前項の顕名規定にかかわらず、匿名や報道等により不正行為の内容等が明示されている疑義や指摘があった場合、倫理委員会は事案に応じ、前項に準じた取扱いをすることができる。
- 4 会計検査院及び外部機関等からの疑いの指摘は、第2項に準じた取扱いをすることができる。
- 5 最高管理責任者は、通報等を受けた場合は、倫理委員会に報告し、必要な措置を協議する。

（通報者等の取扱い）

第11条 倫理委員会は、調査が完了するまで、通報者及び疑義対象者の意に反して調査実施者以外に疑義内容及び調査内容が漏洩しないよう、関係者の秘密保持を徹底する。

- 2 調査事案が何らかの理由により公になった場合、倫理委員会は所管課等に報告し、必要な措置を協議する。
- 3 倫理委員会は、通報等をしたことを理由に通報者に対し、不利益となる取り扱いを行わない。
- 4 試験場は、単に通報等がなされたことのみをもって疑義対象者の研究活動の制約や、疑義対象者に対し不利益となる取り扱いを行わない。

（予備調査）

第12条 最高管理責任者（倫理委員会委員長）は、通報等を受理した場合、不正行為が行われた可能性の内容の合理性等を確認するため、当該試験場のコンプライアンス推進責任者に対して予備調査を指示し、コンプライアンス推進責任者は、受付日から10日以内に予備調査を行い、倫理委員会に結果を報告する。なお、当該事案の該当者並びに責任者は予備調査の実施者から必ず忌避する。

(本調査実施の判断)

第13条 倫理委員会は、予備調査の結果を踏まえ、疑義事案が本格的な調査の必要があるか、受付日から30日以内に判断し、本調査を行うか否か決定する。

- 2 倫理委員会は、予備調査の結果から、本調査を行わないことを決定した場合、その旨を理由とともに通報者に通知する。
- 3 倫理委員会は、本調査を行うことを決定した場合、通報者及び疑義対象者に対し、本調査を行う旨を通知し、調査への協力を求める。疑義対象者が試験場以外の機関に所属している場合は、これに加え、当該所属機関にも通知する。
- 4 通報者の了承がなく、本調査実施者以外の者や疑義対象者に通報者が特定されないよう配慮する。

(本調査委員会の設置・運営)

第14条 倫理委員会が本調査の実施を決定したときは、決定日から30日以内に本調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。

- 2 調査委員会の委員は5人以内とし、倫理委員会は、通報者及び疑義対象者と直接の利害関係を有しない者を農政部と外部有識者から選定し、最高管理責任者が指名委嘱する。
- 3 調査委員会には委員長を置き招集・運営し、委員長は最高管理責任者が指名し、調査委員会業務を統括する。また、調査委員会の事務局は管理部に置く。
- 4 倫理委員会は、調査委員会を設置したときは委員の所属及び氏名を通報者及び疑義対象者に書面により通知する。
- 5 通報者及び疑義対象者は、調査委員会の委員に異議があるときは、10日以内に、倫理委員会に対し、異議申立てをすることができる。(様式2号異議申立書)
- 6 異議申立てがあった場合、倫理委員会は内容を審査し、妥当と判断したときは、当該異議申立てに係る委員を交代させるとともに、その旨を通報者及び疑義対象者に通知する。
- 7 調査委員会は、調査委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。
- 8 議決を要する事項については、出席者の3分の2以上をもって決定する。
- 9 調査委員会は非公開とする。

(調査委員会の業務)

第15条 調査委員会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- (1) 倫理委員会により決定された本調査に関すること。
- (2) 不正行為の認定に関すること。

(本調査の実施・方法)

第16条 調査委員会は、本調査の実施を決定した日から概ね30日以内に着手し、本調査を開始した日から概ね150日以内に調査結果を取りまとめ、不正行為が行われたか否かの認定結果を倫理委員会に報告する。

第17条 本調査は、指摘された研究に係る論文・データ・会計処理等の各種資料の精査、関係者のヒアリング、再試験などにより実施する。

- 2 調査委員会は、通報者・疑義対象者・疑義対象者が所属する箇所およびその関係者（以下「調査対象者」という。）に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。この場合において、協力を求められた調査対象者は、調査が円滑に実施できるよう、積極的かつ誠実に協力するものとする。
- 3 調査委員会は、調査対象者が前項の協力の求めに応じない場合であって、調査に必要な資料を保全するため緊急の必要があると認めるときは、必要な措置を要請することができる。
- 4 調査委員会における本調査は、不正行為に関与した者、不正行為の有無、不正行為の内容について

て、事実に基づき公平不偏に実施しなければならない。

- 5 本調査の対象には、疑義事案に係る研究のほか、調査委員会の判断により調査に関連した疑義対象者の他の研究を含めることができる。
- 6 本調査にあたり、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう十分配慮する。

(本調査中における研究費の一時執行停止)

第18条 倫理委員会が本調査を行うことを決定した場合、同委員会は、コンプライアンス推進責任者に対して、調査対象課題の研究費の使用を一時的に停止するよう指示する。

(不正行為の認定)

第19条 調査委員会は、本調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、疑義対象者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行い、不正行為に関与した者、不正行為の有無、不正行為の内容について明らかにする。

- 2 認定では、客観的不正行為の事実及び故意性等を重視し、疑義対象者の自認を唯一の証拠とした認定はできないものとする。
- 3 調査委員会は、本調査の公平・公正を確保するため、疑義対象者から弁明の聴取を行うとともに、必要に応じ通報者の出席を求め、説明や意見聴取することができる。
- 4 疑義対象者が疑義内容を否認する場合には、疑いを覆すに足る客観的証拠等を提示しなければならない。

(倫理委員会の判断の不服申立)

第20条 倫理委員会は、調査委員会から認定結果の報告を受けたときは、その内容を審議し、不正行為であると判断した場合は、速やかに所管課等に報告し、必要な措置を協議する。

- 2 倫理委員会は、認定結果を踏まえ、不正行為でないと判断した場合は、速やかに通報者及び疑義対象者に通知する。
- 3 通報者は第2項の判断結果に不服がある場合は、当該通知を受けた日から10日以内に、倫理委員会に不服申立を行うことができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立を繰り返すことはできない。(様式3号 不服申立書)
- 4 倫理委員会は、第2項の判断結果を覆すに足る証拠等の提出がなければ、不服申立を受理しない。
- 5 第3項の不服申立の審査は、調査委員会が行い、再調査の必要があるか速やかに判断し、倫理委員会に報告する。
- 6 倫理委員会は、調査委員会が再調査を実施する必要がないと決定したときは、その理由を付して、不服申立者に通知するものとする。
- 7 調査委員会が再調査を実施する必要があると決定したときは、概ね50日以内に再調査を終了し、その結果を倫理委員会に報告するものとする。
- 8 調査委員会の再調査では、不服申立者に調査協力を求め、不服申立者からの協力が得られない場合には再調査は行わない。
- 9 倫理委員会は、再調査結果の報告を受けたときは、その内容を審議し速やかに不服申立者に通知する。

(最終報告)

第21条 倫理委員会は、原則として疑義を受けた日から210日以内に最終報告書を取りまとめ、必要に応じ当該事案の関係機関に提出するものとし、期限までに本調査完了しない場合は、中間報告を関係機関に提出するものとする。

- 2 倫理委員会は、前項のほか本調査終了前であっても、当該事案の関係機関の求めに応じ、中間報告を関係機関に提出することができる。
- 3 倫理委員会は、正当な事由がある場合を除き、当該事案の関係機関への状況報告、資料閲覧や現地調査に応じるものとする。

(倫理委員会の審議結果の公表)

第22条 倫理委員会が不正行為であると判断し、第20条第1項により所管課等に協議した場合の公表については、県の諸規定に基づき対処するものとする。

- 2 倫理委員会が、第20条第2項により不正行為でないと判断した場合は、原則公表しない。ただし、当該事案について何らかの理由により公になるなど社会情勢により、県として社会的責任が求められる場合には、所管課等に協議し、県の諸規定に基づき対処する。

(附則)

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 次に掲げる要領等は廃止する。
 - (1) 長野県水産試験場における公募型研究費の運営管理要領
 - (2) 長野県水産試験場研究活動の不正行為への対応に関する規程

(経過処理)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年7月12日から施行する。

誓約書

統括管理責任者（管理部長）様

私は長野県職員として、水産試験場の研究活動の実施に当たり、研究活動の信頼性と公正性を確保するため、次のことを固く誓います。

- 1 研究活動のコンプライアンスを理解し、習得に努め「研究活動に係る不正行為」及び「公的研究費の取扱いに係る不正行為」は行いません。
- 2 長野県及び長野県水産試験場の定める諸規程と、研究に係る事業要領等に定められた助成条件や運用ルールを遵守します。
- 3 規則等に違反して不正を行った場合は、研究費配分機関の処分及び法的な責任を負担します。
- 4 コンプライアンス教育用の研修動画等の教材を視聴し、e-learning等の研修を受講します。

年 月 日

所属部署名：

職・氏名：

※取扱について

この書面は全文自署により、毎年度4月1日又は新たに研究者となった日から7日以内に提出願います。

異 議 申 立 書

研究倫理委員会 委員長 様

住 所
氏 名
連 絡 先 (TEL、Mail、携帯、FAX 等)

長野県水産試験場の研究活動コンプライアンス対応規程第14条第5項の規定により、 年 月 日
付けで通知のありました調査委員会の構成のうち、下記の者の任命について異議を申し立てます。

記

- 1 調査委員会の設置を知った年月日
〇〇年〇月〇日
- 2 異議申立てに係る委員 (長) 名
- 3 異議申立ての理由

※取扱について

- (1) 異議申立書は調査委員会設置の通知を受けた日から7日以内に、倫理委員会受付窓口 (管理部) に提出願います。
- (2) この書面による情報は、長野県水産試験場の研究活動コンプライアンス対応規程に基づく調査のためにだけ使用し、それ以外の目的に使用しません。

年 月 日

不 服 申 立 書

研究倫理委員会 委員長 様

住 所
氏 名
連 絡 先 (TEL、Mail、携帯、FAX 等)

長野県水産試験場の研究活動コンプライアンス対応規程第19条第3項の規定により、年 月 日
付けで通知のありました調査結果について、下記のとおり不服を申し立てます。

記

- 1 調査結果を知った年月日
〇〇年〇月〇日
- 2 不服申立ての趣旨
- 3 不服申し立ての科学的合理的理由 (別紙可・証拠書類等添付)

※取扱について

- (1) 不服申立書は研究倫理委員会から調査結果の通知を受けた日から10日以内に、倫理委員会受付窓口(管理部)に提出願います。
- (2) この書面による情報は、長野県水産試験場の研究活動コンプライアンス対応規程に基づく調査のためにだけ使用し、それ以外の目的に使用しません。
- (3) 再調査の結果、不正行為が認められず、悪意に基づく通報であったことが判明した場合は、通報者の氏名の公表や懲戒処分又は刑事告発を行うことがあります。

申 立 書 (告 発 書)

研究倫理委員会 委員長 様

住 所
氏 名
連 絡 先 (TEL、Mail、携帯、FAX 等)

長野県水産試験場の研究活動コンプライアンス対応規程第 10 条第 1 項の規定により、下記の不正行為について申立（告発）を行います。

- 1 被申立（告発）者の所属・氏名
所属：
氏名：
- 2 不正行為の具体的な内容（不正受給・不正使用・捏造・改ざん・盗用等）
- 3 2の科学的合理的理由（別紙可）

※通報者・被通報者の保護について

- (1) 研究倫理委員会は、悪意に基づく通報を防止するため、調査の結果、悪意に基づく通報であったことが判明した場合は、通報者の氏名の公表や懲戒処分又は刑事告発を行うことがあります。
- (2) 研究倫理委員会は、悪意に基づく通報であることが判明しない限り、通報したことを理由に通報者に対し不利益な取扱いいたしません。
- (3) 研究倫理委員会は、通報されたことのみをもって被通報者の研究活動を全面的に禁止する等、不利益な取扱いいたしません。
- (4) この申立書による情報は、長野県水産試験場の研究活動コンプライアンス対応規程に基づく調査のためにだけ使用し、それ以外の目的に使用しません。
- (5) この申立書に記載された情報の調査に関し、通報者に調査協力を求める場合があります。御承諾願います。